

行政調査の概要

委員会名	議会広報常任委員会	調査期日	平成30年 10月2日～3日	調査先	山形県川西町 秋田県横手市
参加者	委員長 大寺 正晃 委員 佐藤 栄久男、渡辺 康平、水野 透 横田 洋子、本田 勝善、関根 保良、大越 彰 随 行 渡辺 正彦、橋本 美奈子				

調査事項： 議会広報について

【山形県川西町の概要】

- 1 町制施行 昭和30年1月1日
- 2 面積 166.60 km²
- 3 人口 15,263人 (平成30年9月末日現在)

【議会広報誌の概要】

- 1 名称 かわにし議会だより
- 2 発行回数 定例会開催月の翌月15日発行 (年4回)
- 3 発行部数 5,100部
- 4 配布先 全世帯、町内公共施設、町内企業に配布
- 5 発行経費 224万5000円
- 6 規格
 - サイズ：A4版
 - 10字詰め、30行、6段組 (字数は900字を超えないようにしている)
 - ページ数：16～36ページ (ページ数により印刷金額変動)
- 7 編集者 広報広聴常任委員会
(議員6名 各常任委員会から3名ずつ選出)
- 8 記事の編集
 - 表記方法は、当用漢字、現代かなづかい、である調を原則。
 - 原稿 (一般質問以外) ごとに委員の担当制。
 - 一般質問は質問者1人1ページ、質問者が質問内容を要約した原稿を委員会に提出する。
 - 全体のレイアウトは委員長が毎号作成する。
 - 平成21年から広報アドバイザー (写真・文章) を町民から選定し、校正作業を一緒に行う。
 - 事務局は編集作業には一切かかわらない。



9 編集上の問題点 レイアウト構成は委員長 1 人で担当するため、マンネリになりやすい。その都度、雑誌等を参考に工夫を凝らしている。

10 表紙写真とテーマ 子ども（小中学校、幼稚園、保育所を順番で回っている）。子どもほど魅力的なものはない。一瞬の表情を切り取ることを心掛けている。

11 特徴

(1) 広報モニター制度（平成 11 年～）

議会と町民が一体となった議会だよりを目指し導入。町内 7 地区から 8 名の方を依頼し、毎号順番で 1 名の方に議会等に対する意見を「モニターからひとこと」と題して掲載。

各モニターに対し、発行と同時に議会だよりと簡単なアンケート用紙を郵送。アンケートを返送してもらい、次号の議会だよりに生かしていく。任期は 2 年。

(2) 広報アドバイザー（平成 21 年～）

町民の中から写真愛好者の方と教員等経験者の方をアドバイザーとして委嘱。

写真アドバイザーは 3 名、文章アドバイザーは 2 名。

委員会に同席してもらい、校正の際のアドバイスを受けている。

また、議会だよりに掲載する写真は全て委員が撮影するため、委員全員が写真アドバイザーから写真の撮り方について講習を受ける。

任期は 2 年。任期終了時に記念品を渡している。

(3) 広報懇談会（平成 11 年 6 月～）

議会だよりの発行及び広聴等を円滑に行うため 15 名の議員全員で組織している。会長は議長、副会長は副議長が務め、広報広聴常任委員会の委員は事務局という立場をとっている。会員相互の親睦、「かわにし議会だより」の編集支援、情報提供、提言等を行う組織であり、月会費として議員 1 人当たり 3,000 円を負担している。会費は広報広聴常任委員会時の昼食代（校正作業は一日がかりのため）や懇談会、研修時の飲食費等に充てている。

(4) 編集に関する基本、覚えとして、編集の方針等の詳細に定めている。



川西町：研修の様子

【編集スケジュール】（編集委員会を5回開催）

<p>《編集委員会 1回目》 （議会初日）</p>	<p>編集スケジュールの確認 ページ数・ページ割の決定 任期2年間は、基本的に担当を固定 写真の撮影、収集 町民参加のページの原稿を依頼 アドバイザーからの指導日の日程調整、依頼</p>
<p>《編集委員会 2回目》 （議会最終日）</p>	<p>各編集担当の依頼状況等の再確認 写真の確保等について確認</p>
<p>《編集委員会 3回目》</p>	<p>印刷会社へ入稿 未提出分の原稿をチェックし、必要であれば再割り振りしながら原稿を仕上げる 写真の確認、差し替え、撮り直し作業</p>
<p>《編集委員会 4回目》</p>	<p>初校の校正 文章アドバイザー2名と全紙面を読み合わせてのチェック作業 （誰でもわかる表記を心掛け、専門用語を使う場合は※で用語の解説を入れる）</p>
<p>《編集委員会 5回目》 （印刷会社で行う）</p>	<p>最終校正 写真アドバイザーと表紙の写真を含めてすべての写真を確認 印刷会社のオペレーターと直接協議し、字体やグラデーションを確認</p>

※5回目の委員会の後、正副委員長、文章アドバイザーが再度自宅で最終校正し、翌日午前中に校了。



川西町：研修の様子

【質疑応答】

(佐藤栄久男委員)

Q：表紙に子どもの写真を掲載する際の許可申請の流れは。

A：写真を撮る前にもお願いしているが、決定した段階で、学校・施設に連絡し、本人と家族の了承を得てもらうようお願いをしている。

Q：表紙は季節に合わせてシリーズ化しているのか。

A：毎年1月は正月行事、4月は卒業式・入学式、7月はプール開き・運動会、10月は稲刈りとしている。

(大越彰委員)

Q：委員6人でこれだけの議会だよりを作成するとなると、かなりの労力が必要なのではないか。

A：かなりの労力がかかっていると思う。閉会日から入稿日まで日数がない場合もあり、初回の委員会で日程を確認する際に気合を入れている。開会中から記事を作成している場合も多い。

Q：広報モニター、広報アドバイザーへの予算措置は。

A：当初からボランティアでお願いしている。ただ、アドバイザーの方々には委員会に同席してもらうので、昼食を提供している。その費用は広報懇談会の会費で賄っている。また、任期終了時に記念品を渡している。余談だが、最初にお願した校長先生のOBの方からは、退職後色々な役職を務めたが広報アドバイザーが一番楽しかったという感想をもらっている。

(横田洋子委員)

Q：写真に関する講習会の詳細は。

A：写真アドバイザーが講師となり、座学で写真の基礎を学び、外にでて写真の撮り方（被写

体の構図等)を教えてもらった。大変参考になっている。

Q：カメラは自前か。

A：議会事務局で連写・望遠機能が付いたカメラを1台購入し、写真を主に担当している副委員長はそれを使用している。いつ何時いい写真がとれるか分からないので、ほとんどの広報委員はいつもカメラを持ち歩いている。

Q：常任委員会から委員を選ぶ理由は。

A：当初から常任委員会から選任していた。ゆるやかな会派しかなく、会派から選出するのは現実に沿わないと考える。

(渡辺康平委員)

Q：ページ数が非常に多いが単色2色刷りである。フルカラーにすることよりも部数を確保することに予算の重きをおいているのか。

A：全ての議案について、解説をしながら内容をお伝えするというのが中心。できるだけ多くの記事を載せたいため、フルカラーよりも2色刷りでページ数を確保したほうがよいと判断している。

町報の一部はカラー刷りだが、議会だよりは2色刷りで十分と考えている。

Q：一般質問の件。委員会の中でどのような議論をされて、このような見出しにしているのか。また、一般質問の記事の書き方もどのように統一を図っているのか。

A：一般質問は全部通告で、一回目に質問することは全部通告する。答弁書は、当日全議員に配付されるので、一般質問者が書いた記事の整合性をチェックすることができる。おかしい内容があれば、答弁書に沿って委員が校正する。委員にはそこまでの権限があると思っており、ほとんどの議員の原稿に手を入れている。かつては自分の書いた文章を優先して欲しいとの声もあったが、全国広報コンクールで最優秀賞をとってからは、そういう声も聞こえなくなった。

(大寺正晃委員長)

Q：一般質問の記事で、何かルールは決めているのか。

A：特にルールはない。字数だけ、900字以内にしてほしいということは伝えている。

Q：印刷業者との連携体制、契約上の取り決めなどはあるのか。

A：最終校正は印刷会社で行うことだけをお願いしている。そのほかの編集会議に印刷会社が参加することもない。事前に、事務局と印刷会社の間で、日程調整のみしてもらっている。オペレーターとの信頼関係が大事。オペレーターは、ページごとに字体を変えるなど色々工夫してくれている。

(横田洋子委員)

Q：オペレーターとの息を合わせる意味もあって、随意契約になったのか。

A：全国広報コンクールの最優秀賞をとる以前から入賞が続いており、それにはオペレーターの力も大きいと考え、1社との随意契約とした。もともと町の業者で、最終校正できる場所を確保できることも利点だった。

(水野透委員)

Q：常任委員会から広報委員を選出するということだが、希望者は多いのか。

A：新人議員は、任期中に1回は経験してもらおうこととしている。今期の新人議員は5名。委員会の任期は2年ごとなので、6人の委員のうち、新人4人、経験者2人という構成にしている。以前は、希望者が多く争ったこともある。

(本田勝善委員)

Q：全国広報コンクールに参加している町村の数は。

A：300弱くらい。発行しない自治体もあれば、入賞を諦めて参加しない自治体もある。

県の広報コンクールは特選をとると3年間は参加することができない。ちなみに県内で特選をとっているのは、庄内町と川西町のみ。

(関根保良委員)

Q：表紙について。子ども達を載せる意図は。

A：以前は、橋シリーズや匠シリーズ（お年寄りでいろいろな技術を持っている人）をとりあげたが、あまり評判が良くなかった。やはり、子どもに勝る被写体はないと思っている。

(事務局：渡辺正彦)

Q：総括質疑や予算関係の記事を載せるにあたって、最終的な確認方法は。

A：予算・決算特別委員会で審議された内容は、主査報告書にまとめられるので、そこから抜粋する。

総括質疑は、本人が書くため、校正時には録音を聞いて確認している。当局への最終確認は行っていない。

Q：編集委員会でパソコンを使う作業は。

A：上がってきた原稿をWordでベタ打ちする作業を編集委員会で行っている。割付は業者に任せている。

(事務局：橋本美奈子)

Q：主査報告書は、事務局で作成するのか。当局側で作成するのか。

A：事務局は3名体制のため時間がとれないので、当局にお願いしてまとめてもらっている。

【各委員の所感】

(大寺正晃委員長)

川西町議会の「議会だより」は、広報紙のコンテストにおいて上位入選の常連紙であり、全国的に有名な自治体である。

作成に当たっては、事務局の手を借りずに委員のみで行っている。

ページの割付等は、手書きの予定配置図を用いたアナログ的な手法であるが、視覚的に直感が働きやすい大変効果的な手法だと感じた。

1ページ当たりの文字数は、本市に比べ約半分くらいに抑え、その分、文字を大きくし、行間を広げ、大きな見出しや写真を配置して見やすく読みやすい記事に仕上がっている。

かわにし議会だよりには、「文章」と「写真」について、各々広報アドバイザーがいる。これは市民から選ばれたボランティアだが、専門的な知識を持った方々で、編集作業の大きな力になっている。

特に、文章については、文言の使い方を町民に分かりやすい表現に直すなど、広報アドバイザーの採用が大きく貢献していると感じた。

本市の広報紙では、まだまだ議会用語を羅列した文章から抜け出すことができず、結果的に難しく退屈な記事になってしまいがちである。

より良い紙面づくりのために、思い切った取組を考えると、川西町議会のように広報アドバイザーや広報モニターを採用したり、座談会を開くなど、住民が参加できるような議会広報活動が必要だと感じた。

今回の調査を参考にしながら、今後の委員会において様々な提案をしていきたいと思う。

(佐藤栄久男副委員長)

今回の調査先については、全国町村議会広報コンクールにおいて「最優秀賞」などを受賞する先進地を選択して行政調査を実施した。

調査の具体的な項目については、

- (1) 編集体制、予算等について
- (2) 議会だよりについて
- (3) 町民の意見等について
- (4) その他（閲読率の調査、広聴に関する取組等について他）

のとおりであり、それぞれの委員より質問し、各出席者より説明があった。

今回の調査で感嘆したことは、

ア 大部分を編集委員（議員）が担当し、事務局はあまりタッチしていないこと。

イ 編集委員会の在り方について、各編集委員一人ひとりの考え方を主として紙面・記事づ

くり等を実施していること。カメラの使い方についても講習等実施していつも持参していること。

ウ モニターやアドバイザー制度により専門的な分野からの助言・指導をいただき紙面の充実を図っていること。

エ 表紙には「子ども」「季節のイベント」を考慮して沢山の写真（各委員撮影）を選抜して、より良い写真を選ぶ体制であること。

オ 編集委員になった段階で「歴史と伝統」を自覚して、日々「議会だよりづくり」を忘れない心構えと責任感があること。

カ 印刷業者のオペレーターとの連携体制が構築されていること。

などまだまだあるが、「町民目線」にたつて、「愛読される議会だよりづくり」の体制に感服し、賞を取るのは当たり前と感じた。今後の編集委員活動に大変参考になった。

(渡辺康平委員)

川西町議会は、全国町村議会広報コンクールにて、平成 26 年、平成 27 年に「最優秀賞」を 2 年連続で受賞している議会だよりである。

特に議会だより「かわにし」は、子ども達の写真を表紙の全面に押し出していることが特徴であり、表紙のデザインを数パターン作成後に、様々なデザインを見比べて、最終的に判断している。大変細かい編集作業が特徴であった。

また、川西町議会では、議会と町民が一体となった議会だよりづくりを目指し、議会広報モニター、議会広報アドバイザーを導入している。

議会広報モニターは、町内 7 地区から 8 名の方を依頼し、毎回順番で 1 名の方に議会などに対する意見のコーナーを掲載している。議会広報アドバイザーは、写真アドバイザー、文章アドバイザーによる校正のアドバイスを行っている。

今後、本市議会の議会だよりも、活かせるよう取り組んでいきたい。

(水野透委員)

川西町議会の「議会だより」の最大の特徴は、「大きな文字で読みやすいレイアウト」である。約 10 年前に議会広報について再検討した結果、1 段 10 字 30 行として、1 頁で本文の占める割合は半分以内として、残りは「見出し」「写真」を使うことを決定した。理由は、字が大きいことで「手に取ってよんでもらえる」、字数を減らすことで「簡潔な表現」になるなどの効果があるからである。

また、一般質問の質問答弁の記事は、見出しはなるべく主旨を伝える表現にしているため「～について」という表現は使用しないという取り決めになっている。その結果、議員の首長や質問の主旨が見出しの一文で表すことができるという効果がある。本市議会では、真逆で「～について」という表現に統一するとしているため、見出しのインパクトがないのが現状である。川

西町議会だけでなく、他の先進地においても「～とすべき」「～は」という見出しの語尾になっているため、本市議会だよりも更に検討する必要性を感じる。

もっとも特徴的であったのが、市議会だより作成の過程で議会事務局職員にまったく負担をかけずに、議員のみで編集作業や印刷業者との打合せ等を行っていることである。本市議会でも原稿作成や校正等は議会広報常任委員会の委員等が行っているが、印刷業者との協議などは、議会事務局職員が行っている。創刊当初は「議員のみで作成する」ということだったと聞いているので、今後は原点に戻り、職員の業務に依存しないで、自立した編集・発行ができるようにしなければならないと思う。

議会広報モニター、議会広報アドバイザーや広報懇談会など住民との一体化や住民参加に取り組むための制度を構築されているので、議会からの一方通行にならない広報づくりをするためにも、市民の声を反映させられることができるような仕組みも必要である。今後の議会広報常任委員会の活動に大いに役立つ川西町議会の活動内容であった。今回の先進地事例を参考にしながら、今後の編集会議等で新しい取り組みを提案していきたい。

(横田洋子委員)

「かわにし議会だより」発行にあたっての編集は、特筆すべき点が多く、広報委員の方の自信と誇りが感じられた。

特徴点は下記のとおりである。

- (1) 議会定例会初日に第1回目の委員会、最終日に第2回目の委員会を開催し、編集日程、割付、見出しを確認し、翌月15日に発行。
- (2) 写真アドバイザー、文章アドバイザーを町内の方をお願いをし、助言を頂いている。広報委員は、写真撮影の技術指導を受けている。アドバイザーの意見、指摘を真摯に受け止め編集に生かしていく。
- (3) 議会事務局の援助は、一切受けずに議員のみで発行している。
- (4) 議会広報モニターの委嘱を町内各地区に依頼し、意見を頂く。
- (5) 「記者ハンドブック」を活用し、正しい用事用語、分かりやすい文章を書く。最終校正は正副委員長が行い、校了となる。
- (6) 上記を「編集に関する覚え」として、発行の目的をはじめとした5項目の方針がきめ細かく示されている。

タイトなスケジュール、市民目線や市民の協力、読んで頂ける工夫など、この「覚え」に則り編集、発行がされていることがよく分かった。今回の視察を「議会だより」発行に生かしていく。



全国コンクールを記念して

(本田勝善委員)

山形県川西町議会だよりでは、目的としてまず議会と町民が一体となった議会だよりづくりを目指すとし、町民の目線に立って如何に分かりやすい広報となっているか常に確認するとしていた。

また、行政用語、議会用語の表現の工夫、分かりにくい用語は解説をつけるなどして町民の目線を意識していた。

また正しい用字用語、分かりやすい文章を書くため「記者ハンドブック」を活用し、見出しはできるだけ大きく、見出しの文章は記事の内容からとり、簡潔でインパクトのある表現であった。

今後、本市議会だよりにおいては、一人でも多くの市民に読んでいただけるよう努力していかなければならないと感じた。

(関根保良委員)

今回の行政調査は、全国町村議会広報コンクールにおいて、平成 26 年、平成 27 年と 2 年連続最優秀賞に輝く山形県の南部に位置する川西町にて行った。

何点か特徴を挙げれば、紙面の数が多く通常 30 ページ位であり最大 36 ページとなること。議会と町民が一体となった広報づくりをするため、町内 7 地区から 8 名を広報モニターとして依頼し意見を掲載していること、広報アドバイザーとして、文章や写真の校正などの作業を専門性のある市民に依頼していること、また、議会だより発行及び広聴等を円滑に行うため議員全員で組織された広報懇談会が特徴的であった。

須賀川市の議会だよりは 12 ページと紙面は少ないけれども私は十分に議会だよりとしての役割、使命を果たしていると思う。

大切なことは市民の方々に議会だよりを読んでいただき、議会に対して一層の理解を深めてもらうことであると思う。

現在は、一方的な議会側の紙面作成だが、議会に対し市民の方々が意見を述べる機会を作っていけば、関心を寄せてもらえることのできる議会だよりづくりに繋がると考える。

(大越彰委員)

川西町の議会だよりは全国町村議会広報コンクールにおいて、平成 22 年より毎年受賞しており、広報広聴常任委員の自信と誇りを強く感じた。

議会だより発行ページ数は平均 30 ページで、本市の議会だよりの倍以上あり、編集は 5 回の委員会開催、6 人の委員が作業分担し約 1 か月で仕上げている。

事務局は編集には関わらないので、編集委員の記事取材、編集、校正、写真などに係る負担はかなり大きいのではないかと感じた。

その負担を緩和するものとして、議員全員による広報懇談会があり、編集支援や情報提供など行っている。

議会と町民が一体となった「議会だより」を目指すために、平成 11 年より町内 7 地区から 8 人の方に広報モニターを依頼し、紙面のコーナーに参画している。

また、平成 21 年より広報アドバイザー（写真愛好者による写真アドバイザー、教員経験者による文章アドバイザー）による校正のアドバイスをボランティアでお願いしている。御礼として弁当等を出しており、その費用は全議員一人月 3 千円負担して賄っている。

議会だよりの編集に関する覚書により編集方針は決定されており、町民の目線に立った分か

りやすい広報で写真も多く使われ、町民参加の記事も多く掲載されている点は大変参考になった。

特に議会改革等のシリーズ掲載や「あれからどうなった」コーナーの追跡検証は、町民からの関心も高く見習う点であると考えます。

町民と議会の意見交換会を実施していることもあり、議会が町民により近い存在になっているのだと感じた。

本市の議会だよりは決して劣っているとは思わないが、市民の声、市民目線を意識した内容掲載を検討することにより、さらに市民に親しまれる議会だよりになると感じた。

参考：川西町議場にて



調査事項 : 市議会 FM 放送について

【秋田県横手市の概要】

- 1 市制施行 平成17年10月1日（1市5町2村合併による）
- 2 面積 692.80 km²
- 3 人口 90,562人（平成30年9月末日現在）

【横手コミュニティFM】

- 1 愛称 横手かまくらエフエム
- 2 運営 横手コミュニティFM放送株式会社
- 3 開局 平成23年4月1日
- 4 放送区域 横手市のほぼ全域

【市議会 FM 放送】

- 1 放送内容
 - (1) 本会議の放送
 - ・市長施政方針などの録音放送
 - ・会派代表質問、一般質問の生放送
(一般質問は午後の質問を最後まで放送する)
 - (2) 市議会紹介番組「もっと教えて！横手市議会」の放送
 - ・1回15分×年24回（再放送あり）
 - ・正副議長、各委員長、議員連盟等の紹介
 - ・議会の仕組み、用語等の解説
 - ・市議会開催告知や傍聴者拡大促進のためのPRなど
 - (3) 市政情報番組「よこてタウンメッセージ」での放送
 - ⇒横手市からの行政情報やイベント情報をお知らせするコーナー
 - ・毎日朝、昼、夕方の3回（各10分間）放送
 - ・市議会の情報として、定例会や臨時会、一般質問のお知らせを放送
- 2 費用 横手かまくらFMの地域貢献活動の一環として、特別価格で放送
- 3 基本条例 横手市議会基本条例（平成24年6月制定）

第7条 議会は、情報技術の発達も踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民にとって議会と市政が身近になるよう広報活動に努めるものとする

⇒FM放送を情報発信ツールの1つとして活用

【市議会紹介番組「もっと教えて！横手市議会」について】

1 番組制作の基本スタンス

- (1) 議会の立場を明確にした番組づくり
- (2) リスナーを意識した番組づくり
- (3) 市民参加による番組づくり
- (4) ソフトな内容を織り交ぜた番組づくり

※「議会」を紹介する番組であり、「議員」を紹介する番組ではない。

⇒個人の PR や個人的見解の発言は NG

2 放送時間帯

毎週第 2・第 4 月曜日午前 10 時 45 分から 11 時（15 分間）

※再放送（翌火曜日の午前 7 時 30 分から 15 分間）

3 放送に至るまでの流れ

定例打合せ会・・・3 か月に 1 回の割合で、議会と横手かまくら FM 側で打ち合わせを開催



し、今後 3 か月の放送内容等を協議。決定事項は全議員にお知らせ。

収録・・・パーソナリティと出演者の日程調整をし、収録日を決定。



議会事務局職員が台本（質問項目）の要点を作成し、議員が話し言葉に直しながら収録しているケースが多い。

放送後・・・放送音源をホームページに掲載



【質疑応答】

(佐藤栄久男副委員長)

Q：市民の声はどのような形で届いているのか。意見の中身はどのようなものが多いのか。

A：議会事務局ではなく、FM 会社に電話やメールが直接届いている。肯定的な意見が多く、否

定的な意見はほとんどない。また、お子さんが出演される際には放送日の確認や音源が欲しいといった問い合わせがある。

(渡辺康平委員)

Q：費用が特別価格である。CSR（地域貢献活動）として会社側に何らかのメリットがあるのか。まったくのご厚意でやられているのか。また、FMを導入した際に一番苦労した点は。

A：開局して1年目から始まった番組。議会の声を市民の皆さんへ伝えたいという思いもあり、見返りは特にない。まったくの厚意である。

FMで市議会紹介番組を流す件について、各議員からの抵抗や反対はほぼ無かった。ただ、出演に対する拒否反応は少なからずあったので、それを克服するために、最初の1、2年は、収録の際に正副委員長と事務局が必ず立ち会って、チェックや話し方のアドバイスなどを行っていた。強いてあげればそれが苦労点である。

Q：ラジオの強みは。

A：もともと横手かまくらFMは防災・災害に関して立ち上げたもの。横手市においては、市民の間でもいざという時のラジオとして浸透していると感じる。放送している意義はあると思っている。

(大越彰委員)

Q：市政情報番組は当局側での契約か。市長の施政方針は、市政情報ではなく、議会側で流すということか。

A：議会中継なので議会との契約で行っている。

Q：委員6人で広報を作って、FM放送を行っているのは、かなりの労力がかかるのではないかと。また、役割分担はあるのか。

A：FM放送の台本は、事務局が準備してくれていることが多いので助かっている。

広報広聴委員会の広報分科会は、議会の組織の中で一番忙しい。役割分担は特になく、委員全員で協力してやっている。

(横田洋子委員)

Q：一般質問は午後の質問者のみ生放送だが、その公平性はどのようにして保たれているのか。また、「傍聴席に足を運んでもらう」ことを最終目標にしているが、その成果は。

A：一般質問を午後のみ生放送することについては、議員間で特に不平不満の声が出ていない。

FM放送をきっかけに少しずつ傍聴にも興味を持ってもらっているが、傍聴席に足を運んでもらうという目標までは達していない、というのが現状。婦人会や小学生が授業の一環で傍

聴した際のインタビューを流すなどして、地道な努力をしている状況である。

Q：台本は事務局職員が作成しているのか。

A：定例会のお知らせや結果報告は定型的なものなので、事務局が作成し、議員の感想を加えてもらうという形をとっている。台本は必要ないと言う議員も一部いる。

(関根保良委員)

Q：番組制作にあたっての基本スタンスの中で、特にどの部分を中心に行っているのか。

A：傍聴に来ていただいた団体、小学校などからお話を聞くというのが主軸であるが、市民参加、特に若い人の声を聴きたいため、小・中・高校生に参加してもらうというスタンスで番組を作成している。

Q：番組は収録か生放送か。

A：基本的には収録。一度だけ選挙時期で時間がなくて生放送で実施した。生放送は修正がきかないのでやらないようにしている。

(水野透委員)

Q：横手かまくらFMが平成23年開局で、市議会番組は平成24年から実施されている。議会側がFMの開局に合わせて放送を検討していたのか。

A：最初の1年は様子見をしていたというのが現状。思っていた以上に市民の間に浸透しており、当時の議会改革の流れの中で、FMを使って情報発信をしていこうという空気感が議会側からもFM側からも醸成されていった結果と考える。

Q：話し方のトレーニングは行っているのか。

A：トレーニングは特別していない。逆に上手くないほうが良いと思う。一生懸命話している姿の方が、議員の素顔を分かってもらえるのではないかと。

Q：横手かまくらFMは民設民営なのか公設民営なのか。

A：横手かまくらFMは民設民営だが、商工会議所が支援している。横手市は、放送網拡大のためのアンテナ建設について費用負担している。

Q：横手かまくらFMはオリジナル番組だけで成り立っているのか。番組を買って放送している時間帯もあるのか。

A：早朝、午後の一部、深夜はJ-WAVEを放送。

(大寺委員長)

Q：一般質問、放送されない議員から不満がでないのは、インターネット配信をしているからか。その件について話し合いがあったのか。

A：一般質問が時間帯によってはFM放送されないことについて、議員間で特段話し合いはない。午後の枠に充ててくれと要求する議員もいない。

Q：市議会紹介番組の出演者に偏りがあるということだが、ルールや話し合いはあったのか。

A：出演者の偏りに関して、ルールは定めていない。放送内容によって適任者が変わるので、特段ローテーションは組んでいない。

Q：横手かまくらFMの財政状況は。

A：経営は楽ではないと思う。商工会議所が支援しているので、バックアップ体制はあると思う。

Q：一般質問等の放送だけではなく、市議会紹介番組を考えついた経緯は。

A：最初から市議会紹介番組を作成し、放送することを考えていた。一般質問等の放送はそのあとの流れ。議会が情報発信をしなくてはいけない、市民の皆さんにも何とか議会のことを理解してほしいという思いがあり、番組作成に至った。

(渡辺康平委員)

Q：電波は横手市内全域網羅しているのか。

A：ほぼ全域なので、一部電波が届かない地域もある。ただ、車を乗りながら聞いている方が圧倒的に多いように感じる。また、番組の放送時間帯も午前10時45分からの放送よりも翌日7時30分からの再放送を聞いている方が多いと感じる。

(事務局 渡辺正彦)

Q：市議会紹介番組の内容や回数は、当初から変わらないのか。

A：放送回数は当初から変わっていない。

(大寺正晃委員長)

Q：市議会として、FM放送は推進するべきと考えるか。

A：費用が伴ってくるので一概には言えないが、個人的には費用がいくらかかろうが情報発信はやるべきと考える。そうでないと市民との距離は遠ざかっていくばかりである。

傍聴者数が増加しているわけではないが、番組が始まってからインターネット中継を見る方は増えているように感じる。



FM収録に参加した際の様子

【各委員の所感】

(大寺正晃委員長)

横手市議会は、地域コミュニティFMを活用し、議会独自の番組を放送している。

注目すべきは、定例会における代表質問や一般質問、市長の施策方針などの放送以外に、定例会開催中でなくても、市民の関心と理解を深めるための番組を企画し、毎月2回の放送を行っている事である。

- ・番組名「もっと教えて！横手市議会」
- ・毎月第2、第4月曜日に約15分の放送（翌朝に再放送）

聴取率を数字で表すことは難しいが、農作業中や通勤中の車で聞いたり、お店の中で流したりして、市民の身近なものとして受け入れられていた。

このコミュニティFM「横手かまくらFM」は、平成23年に開業した。

最初の大きな役割は、東日本大震災の発災時に災害情報FMとして、地域のためのラジオ局という大役を果たした。

平成30年北海道胆振東部地震においても、ラジオが売り切れるなど、災害情報の伝達手段としてのFM局が改めて見直されている。

本市においても、平成31年1月11日に開局する「ウルトラFM」には、様々な役割を果たす地域コミュニティFMとして大きな期待を抱いている。

横手市議会が掲げていた「議会と市民の距離を縮める」「議会への関心と理解を深める」ための取組は、まさに本議会広報常任委員会の目指すところであり、その実現のためのツールとして「ウルトラFM」を活用すべきと強く感じた。

今回の調査において番組収録に出演させていただき、貴重な体験をさせていただいた。

末筆ながら、お骨折りいただいた横手市議会の皆様、事務局の皆様、そして横手かまくらFMの皆様に心から感謝申し上げます。

ありがとうございました。

(佐藤栄久男副委員長)

今回の調査は、来年開局予定の市コミュニティFM放送の「議会広報」としての位置づけについて、先進地（横手市）を選択。

調査内容は次の通り。

- (1) 予算について
- (2) FM 番組「もっと教えて！横手市議会」について
- (3) 市議会放送（市長所信表明・一般質問・議会報告）について

横手コミュニティ FM 放送（横手かまくらエフエム）は、平成 23 年開局し民営放送。

○メリット

- ・ラジオがあれば OK
- ・地域情報をリアルタイムにゲット
- ・仕事や作業をしながら聴取可能

としてスタート。

東日本大震災の直後で、災害・防災無線と同様の役割を果たして市民に定着した。

また、市政情報の提供では、年 700 万円で毎日 3 回（朝昼夜各 10 分間）放送。

議会情報の発信については FM 放送を発信ツールの 1 つとして活用している。

活用の目的は議会を身近に感じていただくことで、議会に対する距離感を縮める、関心と理解を深めてもらい、最終目標は「傍聴席に足を運んでもらう」とのこと。

料金も低く抑えられ、議員全員の出演等もあり効果絶大とのこと。

当市では、公設民営方式によるスポンサーの関係、議会広報としての位置づけ、経費関係等様々な問題点が考えられ、今後多方面からの十分な検討が必要と思われる。

（渡辺康平委員）

横手市議会では、「横手コミュニティ FM」を活用して、議会情報を発信している。

発信内容は以下の 4 項目である。

- (1) 「よこてタウンメッセージ」にて、議会定例会や臨時会、一般質問のお知らせを放送
- (2) 議決結果のお知らせ
- (3) 本会議での市長施政方針、一般質問などの放送
- (4) 横手市議会の活動や取組、議会の仕組みなどの紹介

目的は「議会を身近にすること」により、議会に対する関心と理解を深めてもらい、最終目標は「傍聴席に足を運んでもらう」とのことであった。

実際に議会 FM 放送の収録現場を見学し、須賀川市議会から 3 人で番組出演した内容は、横手市議会のウェブサイトから、収録内容を聞くことが出来る。非常にユニークで新鮮な体験であった。

来年 1 月 11 日、須賀川市民交流センター内にコミュニティ FM が開局するため、須賀川市議会としても、議会 FM 放送を開始すべきであると考えている。

（水野透委員）

横手市議会では、「議会と市民の距離を縮める」「議会への関心と理解を深める」そして「傍

聴席に足を運んでもらう」ことを目的にFM放送を活用している。内容は、市長の施政方針（収録）や代表質問・一般質問（生放送）を行っているが、特徴的な取組は「もっと教えて！横手市議会」という番組で「毎月第2・第4月曜日に各15分（翌日再放送）」をしていることである。各議員が交代で放送することで、議員に親しみを持ってもらい、定例会の開催中だけでなく年間を通して議会情報を発信することで、議会を身近に感じてもらう効果を期待している。

市議会紹介番組では傍聴者へのインタビューや議員アンケートなどを放送することで、市民が議会の制度である委員会や会派、仕組みなどの関心アップにつながっている。市民の声として、「議会の内容がよくわかる」「顔は知っているが、声を聞くことができたので人柄が伝わる」「議員の素顔を知ることで若い人も議会に興味を持つ」など、FM放送の効果は大きいということが理解できる。

横手かまくらFMは、平成23年4月に開業したが、同年3月の東日本大震災のときは、災害FMとして市民に災害情報を伝えることができたので、緊急時の災害にはFMは必要であると思う。本市でも防災無線や拡声機付きの車両で広報活動を行っているが、気象条件や立地条件に影響をうけて「聞こえない」「聞こえづらい」世帯が相当数あるのが現実である。FM放送であれば、停電などでもラジオがあれば受信できるため、市民にとっては有効な情報入手媒体となり得る。

本市でも来年1月に「ウルトラFM」が放送を開始する。現在、議会としてもどのように取り組むべきか協議をしている。今回の横手市議会の先進地事例を参考にして検討していく。

（横田洋子委員）

愛称「横手かまくらエフエム」は、平成23年4月1日開局の民設民営のラジオ局である。横手市議会は、平成24年6月に横手市議会基本条例を制定し、多くの市民に議会と市政が身近になるよう、広報活動の一環として、この情報伝達ツールを利用している。

議会情報として

- （1） 定例会や臨時会、一般質問のお知らせ
- （2） 議決結果のお知らせ
- （3） 本会議の放送 市長所信説明（施政方針）、一般質問など
- （4） 議会紹介番組の放送 横手市議会の活動や取組、議会の仕組み等の紹介

などを発信しており、その目的は、議会に対する距離を縮める・関心と理解を深めてもらい、最終的には、「傍聴席に足を運んでもらう」こととしている。

番組制作は、基本的に収録で行っている。

本議会内容、利用料金など議論されていることから、大変参考になった。③の一般質問は、放送枠が午後のみということで、午前中の一般質問は、放送されないことから、公平性に欠けるのではないかとと思われる。放送枠を買うことから、放送にあたっては各議員間の公平性をどのようにするか、番組内容の検討が大事になると考える。また、収録にあたっての台本づくりを議員自ら行い、議会事務局は助言程度というスタイルが本来の在り方ではないかと思う。傍聴者の増加傾向は、まだ見えないとのことだが、作業中や車での移動中にも聞けることで、議会や議員とつながる機会が増える有意義なツールだと思う。

今回の視察を今後の広報活動に活かしていく。

(本田勝善委員)

秋田県横手市議会広報広聴委員会では、市議会 FM 放送活用の目的として「議会を身近に」、議会に対する距離を縮め議会に対する関心と理解を深めてもらうこととしていた。

また、FM を活用した議会情報の発信として、

- (1) よこてタウンメッセージでの放送
定例会や臨時会、一般質問のお知らせ
- (2) FM へ直接の情報提供
議決結果のお知らせ
- (3) 本会議の放送
市長所信説明（施政方針）、一般質問などの放送
- (4) 議会紹介番組の放送（H24.4～）
横手市議会の活動や取組、議会の仕組み等の紹介など

がある。

今後、本市議会広報委員会では FM 放送についてしっかりと議論していかなくてはならない。

(関根保良委員)

秋田県横手市における調査は、来年 1 月に開所予定の市民交流センター内に開局予定の FM 放送への議会としてのかかわりについての行政調査となる。

ラジオ放送におけるメリット等について、広報紙とは違う側面があり、地域情報をリアルタイムで仕事や作業をしながら聴取することができるなどの点がある。

横手市における FM 放送の目的は、議会情報の発信、議会に対する市民との距離を縮める、関心と理解を深めてもらうことなどであるが、議会だよりの果たしている役割・目的と同様である。

横手市議会による FM 放送は平成 23 年 4 月に開局し現在に至っているが、運営面では商工会などの支援を受けているとのことであり課題は残っている。

本市における議会 FM 放送への参加については、時期尚早に思う。放送実施自治体への研修や議員間での意見の交換、情報共有などやらなければならないことが数多くある。実施に際して最初にどんなことが必要なのか、準備を整えてからが良いのではと思う。

(大越彰委員)

横手コミュニティ FM「横手かまくらエフエム」は商工会議所が中心となって設立、平成 23 年 4 月に民設民営で開局した。

議会情報番組を放送したのが 1 年後の平成 24 年 4 月で、その根拠となったのが議会基本条例の議会広報活動の充実が制定されたことによる。

このことから、FM 放送を議会情報の発信ツールの一つとして活用されることになった。

目的は議会と市民の距離を縮め、議会への関心と理解を深めてもらうことにある。

番組は 2 つあり 1 つは①「もっと教えて！横手市議会」（月 2 回、1 回 15 分放送、再放送あり）で議員が出演しテーマに基づき番組を作っていく。2 つは②議会定例会の市長施政方針、一般質問の放送である。

①②ともに価格が低く抑えられている。

それは地域貢献事業として実施しているからという。

広報委員は議会だよりに編集もあり FM 放送の収録等、さらに議会事務局員 1 人 FM 担当とな

っており、それらの負担も考慮しなければならないと感じた。

横手市議会の取組は素晴らしいが、本議会で検討するにあたってはFM放送による効果、また費用対効果も十分議論しなければならないと思う。

広報のツールを広げることは必要であるが、FMをどう活用していくのか、市民の関心等を考えると①の「もっと教えて！横手市議会」の番組が適していると思う。

ただ、番組内容等を十分議論し全議員の理解と協力がなければ難しいと感じる。

もっと調査し議論を深めることが先決である。

委員会名	議会運営委員会	調査期日	平成30年 11月8日～9日	調査先	岩手県大船渡市
参加者	委員長 五十嵐 伸 副委員長 丸本由美子 委員 溝井光夫 佐藤栄久男 安藤 聡 相楽健雄 生田目進 大内康司 議長 佐藤瞭二 随行事務局 松谷光晃 伊藤友美				

《視察項目》

「災害時における議会の対応」～大船渡市議会災害対応指針等の策定について～

【市の概要】

- (1) 人口 36,736人
(平成30年10月末日現在)
- (2) 世帯数 15,037世帯
(平成30年10月末日現在)
- (3) 面積 322.5km²



【視察時の様子】

1 大船渡市の概要

大船渡市は岩手県の沿岸南部に位置しており、温暖な気候を有することから岩手の湘南とも言われている。眼前には三陸海岸が広がり、海のまちとして栄えてきた都市である。また、工業では、窯業ということでセメント産業が80年前から張り付いており、東北一の生産量を誇っている。東日本大震災時には大津波により壊滅的な被害を被ったが、現在では住宅再建はある程度の目途が立ち、生業の再生も9割の企業等が戻ってきたとのことであり、今後は残された復興創生期間において沿岸部の被害があった土地の活用や災害公営住宅に入居されている方々のコミュニティの形成等が課題とのことであり、また少子高齢化が進んでおり、復興事業と併せて対策に取り組んでいるとのことであった。

2 大船渡市の災害対応指針等

(1) 被災状況

大船渡市では地震による被害はなく、全て津波による被害であった。

○平成30年3月31日現在の被害

- ・人的被害 死者340人、行方不明79人
- ・建物被害 5,592世帯
- ・物的被害総額 約1,077億円（公共施設）

⇒判定によって補助金額が異なるため、条件変化や環境の変化により対応が非常に難しかった面があったとのこと。

○設置避難所

※平成 23 年 8 月 28 日現在

- ・ 60 ヲ所、8,737 人
- ・ 平成 23 年 8 月 28 日閉鎖

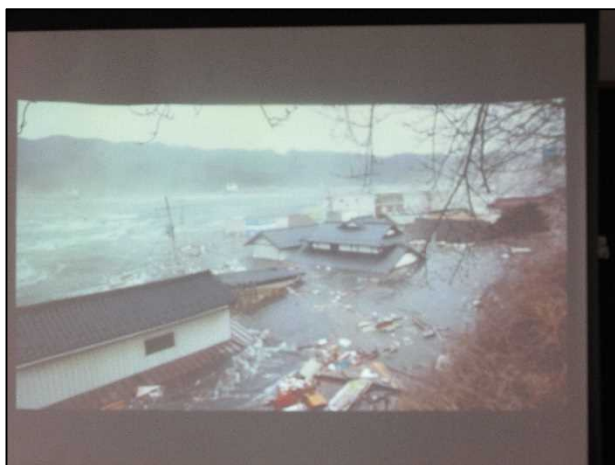
○設置応急仮設住宅

- ・ 37 ヲ所、1,801 戸
- ・ 平成 30 年 10 月 31 日現在は 4 ヲ所、33 戸

【大船渡市議会様からの説明の様子→】



【津波時の貴重な映像↓】



※津波は次々と建物を流し、その凄まじい勢いが感じられる映像であった。

(2) 大船渡市議会の対応

○震災前⇒H22. 5. 17 に議会改革調査特別委員会を設置し、議会改革に乗り出していた。

※災害対応は個々の取組としていた。

○震災後⇒H23. 6. 17 に災害復興対策特別委員会を設置し、被災地の情報や要望をまとめ、第 1 次提言書、第 2 次提言書、H24. 3. 9 に最終提言書をまとめその対応を求めてきた。さらに改選後の同委員会でも第 1 次提言書を提出 (H24. 12. 27) している。H25. 2. 12 には議会改革調査特別委員会を開催し、3 部会の設置を決定。

・議会機能強化部会⇒災害対応マニュアル担当として活動

・議会活性化部会

・開かれた議会部会



【策定経過】 H25. 4 月 (3 回) 議会機能強化部会
H25. 5～6 月 (2 回) 幹事会
H25. 6 月 (1 回) 議会機能強化部会
H25. 6 月 (1 回) 議会改革調査特別委員会
全体会
(マニュアルの策定)



【←視察時の様子】

○大船渡市の災害対応マニュアル

- ・災害対応指針⇒目的や具体的対応（役割）を明文化
- ・災害対策会議設置要綱⇒対策会議設置の要件や構成、役割等を明文化
- ・災害時行動マニュアル⇒災害発生時の連絡方法等についての流れをマニュアル化

3 大船渡市議会における防災訓練

(1) 実施の状況

マニュアルを策定しても実際の行動が伴わないと意味がないため、大船渡市議会では平成 26 年度から毎年度防災訓練を実施している。訓練は災害想定を毎年度変えて行っている。

※地震の発生時間や災害対策会議設置の日にちを変更して実施しており、基本的な災害の想定は「地震発生」による「大津波」への対応としている。

【実施時期】

毎年度 12～1 月に設定し、9:00～12:00 に実施している。

【訓練の重点項目】

- ・市議会災害対策会議の設置及び議員への通知
- ・議員自らの安否、居所等の報告
- ・災害対策会議への参集
- ・災害情報の収集、整理

(2) 防災訓練の内容

○重点項目に基づいた行動訓練を実施している。

- ・災害対策会議の設置⇒当時の経験から時間の経過とともに対応や状況が変わってくるため、そういったことを想定しながら設置想定日を変えて実施している。(発災直後 1～2 日後、10 日後)
- ・会議設置の議員への通知

- ・議員の安否、居所等の報告⇒議員個々が様々な通信手段を使って報告を行っている。
- ・災害対策会議の開催⇒各町からの現状報告や要望について1枚の紙にまとめ、地域別に報告を行い情報の共有を行っている。(海に面した地域と山に面した地域では、被災の状況や必要とされるものも大きく異なるため、報告を行いその後の対応に繋げるもの)

○救命講習の実施

行動訓練の後、消防署員の協力を得て救命講習を実施。

- ・講習例としては心肺蘇生法、AED操作、止血法等である。
- ⇒過去に1名の議員がAEDを必要とする場面があり、実際に救命した実績がある。

○防災行政無線操作訓練

全議員が使用できるよう訓練を行っている。市庁舎からの通信や外部(遠隔地)に設置された無線からの訓練も実施している。(市庁舎から遠方の地域では地区公民館等に設置しているところもある。)

○反省会の実施

毎回、災害想定を変えているため、反省点が出てくる場合もあり、そういった積み重ねが実有るものに繋がるとの考えから取り組んでいる。

4 今後の対応

(1) 今後の取組

- 今後も定期的な訓練を実施(救命救急等を含む)
- より実践的な訓練の検討⇒地域の議員が地域の危険箇所を調査し、その場所が災害による被害を被った場合の現実的な対応策としての実施

(2) 課題

- 市災害対策本部との連携の仕方
- 現在は地震・津波を想定した訓練であるが、風水害等の災害を想定した訓練の必要性



【災害時対応のため、大船渡市議会ではヘルメット・防寒着・作業衣・安全靴等を準備】

5 質疑応答

(丸本由美子委員)

Q：災害対応指針において災害対策会議が位置づけされ開催されているが、一番遠い議員の交通手段について伺いたい。(本市では燃料の供給が無かったこともあり、地域での活動といった実態もあったが、会議を開くとするとその辺のことも想定されているのか伺いたい。)

A：経験上の話としては、私の地域は車で市役所から 30 分程度の海岸に面した所であるが、当時、ガソリンが不足するという事でスタンド 1 ヶ所を市役所で緊急車両用として手配した経過があり、私の方にも供給をいただいた。当時は、毎日死体があがり、棺桶が不足したため市役所に毎日請求に行った次第であり、交通手段と言えば車しかないという状況であった。

A：明確な答えになるかは分からないが、震災直後というのは議員として出来ることも限られるため、地域の情報をつかむために時間をずらして(発災から 2 日後や 10 日後等のように)訓練を行っている。指針を策定した時にも議員の車が緊急車両に該当するのか、どういった活動をすべきかという点もあやふやであったが、まずは指針を策定して検討という形とした。

参集方法については議論が深まっていない現状にあり、経験に基づき発災から 10 日程度の想定で訓練を行っている次第である。確かにガソリンの問題はあるため、今後、市の対策本部とも協議をする必要性を感じる。

Q：連絡手段や情報収集の方法として、本市議会の場合は、議会事務局長の携帯に連絡し、市の情報収集や地元情報の提供を行い、例えばいつ水が供給されるか等の情報を地元伝えるような活動を毎日行っていたが、対策本部を設けたとしても連絡のツールや連携のところは重要な部分であり、指針等を策定するにしてもそこからのスタートとなのかなと感じている。

A：当時の混乱の中、議員の位置付け曖昧ということで対応指針等の策定に至ったが、対応指針に記載されているのは大きく 2 つであり、まずは自分たちの安否を確認しようという事(当時、議会事務局職員が個別に訪問し確認した実態からの反省)、それからいろんなベクトルの意見を言うのではなく、議会として要望をまとめるということ。労働力ではなく、地域の情報を議会として行政にあげることが役割であり、この 2 つが指針の大きな目的と考えている。

A：通信について、現在定めている議員の安否と連絡先の確認については、当時確認できたのは発災から約 3 週間後であった(当時は、ガレキで動けない、ガソリンが無い、電気も通らず携帯や固定電話が使えないといった状況であったため)。

現在は、各小学校や地域公民館にデジタル行政無線が配備されており、議員の安否や居所が確認できる状況になっている。このため、議員が地域の対応もある程度可能となり、要望も受けられる状況となって、いよいよ議会としての判断が必要であるという時期が議会の災害対策会議の時期と考えており、その参集を定めたものが指針となっている。(実際に発災から 2 日～10 日程度の期間において訓練が実施されている。)

Q：議員が災害時に情報を得る手段としては、どのような方法があるのか。

A：事務局長が市の災害対策本部に入るため、議会側の情報と当局側の情報については事務局長を介して提供又は収集することになる。

一方で、地区公民館において現場の災害対策本部が設置されており、現場の情報はそこで収集し、議会の災害対策会議を通じて市へ届けるといった仕組みとしている。(こういったことを考えて対策会議の参集は日数を空けることとしている)

(溝井光夫委員)

Q：ヘルメット、作業衣、安全靴等について指針に明記されているが、これらは常時、議員に貸与されているのか。また、これらの3点以外ではどのような物があるのか。

A：これらは議員の個人の所有物であり、議員個人が負担して購入したものである。

作業衣上下、ヘルメット、安全靴のほか防寒着を準備しており、自宅に保管し参集時に着用することとなっている。(防寒着や作業衣等でおおよそ38,000円～46,000円程度)

(大内康司委員)

Q：防災無線の整備状況について伺いたい。

A：現在は、各地域の公民館、小学校にデジタル行政無線があり、大船渡市は高い山を境に、沿岸部と山間部に分かれているため、その山の上にアンテナを建て、両地域共にカバーできており、電気がストップしても連絡が取れる状況にある。

今は、全議員が災害時でも安否確認が可能である。

(五十嵐伸委員長)

Q：当時、消防団としても活動を行っていたが、連絡網が全然繋がらない、また、市の災害対策本部の参集者も、市長、部長、消防署、警察署、消防団ということで、議会は事務局長のみの参集であり、議会としての対応も大変であった。このため、議長が市の災害対策本部に参加するなど、関わりを持たせているかについて伺いたい。

また、市との関わりの中で、単独での訓練だけでは難しい部分もあるため、連携して訓練を行うようなことがあるか伺いたい。

A：市との連携という部分では、議員から地域情報をまとめたものを議会事務局長が市へ伝える形式としている。また、議会は議会独自の訓練を行っており、そこに当局や市民が関わっている訓練は行っていないのが現状である。

A：指針を策定する段階では、市の対策本部との一体化といった考えもあったが、指揮命令下に議員が入るのもあまりいい形ではない。当局とは役割が違っており、議員個々の取組(地域における情報や要望)を対策会議で吸い上げる形としている。現在は議会の災害訓練時に当局に来てもらっているが、次のバージョンアップの際に議論をしたいと思っている。

現在、市の災害対策本部は市長の命令下であるが、議員の役割は違うと考えており、議員として情報を収集し議会として市に提言するのが役割と思っている。

A：じゃあ議員はどうやって市民の要望等を吸い上げるかという事になるが、大船渡市は公民館単位で11地区あり、特に今回、沿岸地域では現場の災害対策本部というものができた。そこには市役所職員や自主防災会の会長、消防団、婦人会、議員がメンバーとなって活動しており、そこでの会議で出された意見等を市に届けるのが議員の役割となっている。

当局としてはバラバラではなく一つとしてまとめて意見等を持ってきてほしいという思いがあったかもしれない。

Q：移動系行政無線という説明があったが、どういったものが伺いたい。

A：初期の携帯電話のようなものであり、充電器と一緒に公共施設(公民館や小学校)の中に配備されている。一定の番号を押すと直接市役所に連絡が入るといったもの。(15キロ程度であれば受信可能とのこと)

Q：対策会議の参集ではなく、災害連絡が取れない場合を想定して速やかに（自然に）集合するような体制などはあるのか伺いたい。

A：地域の活動や道路の寸断等により、来ることが出来ない議員も想定した訓練を行っているが、防災行政無線や移動系行政無線により何らかの連絡は受けられると考えている。（自然に集合する体制は想定していない）

Q：災害時の議会事務局の役割について伺いたい。

A：市役所職員は大概都市では消防団に所属しており、発災直後は2～3日は消防団に従事しているため、おそらく事務局には局長のほか1名程度であると思われる。その後、復員してからも避難所の対応が考えられる。

（相楽健雄委員）

Q：災害時には地区の町内会長や区長から様々な要望等があると思うが、議員のスタンスを伺いたい。

A：当時は、毎朝作業に入る前に地区（公民館単位）で朝礼を開き、当日の行動予定や前日の活動からの反省点や課題、要望事項等を会議の中で集約することにしていて。その中で急ぐものを振り分けし議員が当局に届けていたが、それが議会対応ではなく個人対応となったことが反省点であり、災害時は議会が集約して議会として当局に届けるべきであったと考える。

（生田目進委員）

Q：議会から対策本部に対する連絡や提言、あるいは対策本部から議会に対する報告等、いわゆる連携の部分では、書面等で実施しているのか、あるいは何らかの行動により実施しているのか伺いたい。

A：指針策定後に災害は起きていないが、想定して訓練をする必要があるため、防災会議に参集して地区毎の課題等を発表してもらうこととしている。参集する議員は、地区毎に状況や課題、要望事項を書面（様式を統一化）にまとめて持参し発表を行っており、その際に総務部長にも控えてもらい、当局の災害対策本部の仮定で実施している。

なお、報告が終わった後、総務部長に対して議長から地区毎の書面を手渡し、災害時の当局とのやり取りとしている。

（安藤 聡議員）

Q：地区の災害対策本部について、議会の対応指針を策定したことで体制を変えたようなことはないか。例えば議員が全て入ることになったとか……。本市では、明るい街づくりの会という組織が公民館にあるが、それぞれバラバラの体制であり議員も入っていたりいなかったりといった状況であるため伺いたい。

A：実質的に体制として変わったところはない。ただ、毎年市が実施する防災訓練において、訓練として各地域において今のような体制で対策本部を立ち上げ、議員も参加して震災当時に行った形で訓練を行っている事例はある。

6 所感

[五十嵐伸委員長]

大船渡市議会では、東日本大震災の経験を踏まえ、今後も発生が懸念される大規模災害時の議会及び議員のとるべき行動を具現化することを目的として「災害対応指針」を定め、合わせて「災害対策会議設置要綱」、「災害時行動マニュアル」が策定されたものである。

質疑の中で感じたことは、議員自らどのような行動をとるか、議会としてどのような対策をするのが大切であると感じさせられた。経験したことを忘れないうちに「災害対応指針等」として策定することにより、後世の人に形として繋げられるのではないかと思った。ただ、大船渡市議会「災害対応マニュアル」については、まだ、試行錯誤されているようであり、これからも訓練をしながら、より完成度の高い内容として行くのではないかと思われた。

今回の視察で感じたことは、大船渡市議会は議会だけの取り組みをしていて、当局は巻き込まない活動をしていることであり、議会として市民の要望や地域の状況を当局につなげていくことは大事であるが、大震災があった場合に私が思うことは、議会と当局が一緒になって対応し、市民の安全・安心のために行動をとることが大事だと考えている。

今後、議会としての「災害時における議会の対応」については、経験を踏まえた議員がいるうちに議会運営委員会としても形を残すべきと考える。

また、議会においてこれから災害時にどのように活動・行動をして行くかを考えると、まずは市全体で行っている市総合防災訓練に参加するのも良いのではないかと提案し所感としたい。

[丸本由美子委員]

今回の研修は、震災後7年半が経過する中、須賀川市議会における災害対応について、先進地を学び、本議会にどう生かしていけるかとの視点で臨んだ。

実際に、大船渡市議会における「災害対応指針」が策定されるまでの経緯や、指針の目的・具体的な対応、「大船渡市議会対策会議設置要綱」について、直接議員の方々からの説明・質疑応答が行われたことは、本当に有意義な研修となった。

災害時における議会としての対応が、「情報の収集・要望の吸い上げ、伝達」に重きが置かれていることは、実際に私自身も震災時の経験から痛感していたことなので、まずはそこから、本市議会でも認識を共有化し、そのための方法について、議論していくべきとの認識になっている。

また、「市議会対策会議設置」については、参集方法、通信手段、時期など細部について、大船渡市議会においても現在なお、精査中であるとのことで、要綱が作成されても、実際に機能するか、課題の洗い出しは、引き続き必要だとの認識を持った。

避難訓練を含めて、市議会の災害対応については、市当局とのすり合わせなどが、行われていないとのことだったが、感想としては、日ごろの危機管理の在り方として、役割が違ったとしても、今後、シミュレーションは必要であると思う。

今後の須賀川市議会としては、「市議会における災害対応指針」策定に向けた必要性について、議論し、改選後の新たな議会における課題として次につなげていける取り組み（提言）が必要であると思う。

[溝井光夫委員]

須賀川市議会では大きな災害が発生した場合に、議会としてどう対応すべきかマニュアル的なものが特に無く、東日本大震災の際には議員それぞれが地域の状況把握や報告などに務めていたと聞いていたが、議員が共通認識をもてるような指針がなければ、市民の期待と議員の役割との間にズレが生じてしまうのではないかと思っていた。

今回視察を行った大船渡市議会が、東日本大震災の教訓を基に「市議会災害対応指針」「市議会災害対策会議設置要綱」及び「市議会災害時行動マニュアル」を策定したことは、大規模災害発生時においても議会として共通認識を持って対応できるということである。

このことは、市の災害対策本部との連携や活動の支援、被災者との情報共有・連携・相談などへの対応、さらには議会・議長・議員がどのように役割を担うかなどが明確になり共通認識のもとに行動できるため、個々の要望を市へつなぐだけの議員の個人活動になったり、議員がいる地域といない地域で格差が生じたりすることが無く、議会としての対応ができるのではないかと感じさせられた。

また、過去の災害を想定し、毎年市議会災害対策会議の設置訓練を実施していることを聞き、議会自らが行動することにより、要綱やマニュアルが形骸化しないよう努力していることは、いざという時に市民から頼れる議会の証であり、学ぶものが多くあった。

そして災害時には作業服上下・防寒着・ヘルメット・安全靴を指定の装備としているが、その経費はすべて議員個人の負担であることに、議会としての意気込みを感じたと共に、やはり私たちも災害時に対応できる実務的な作業服やヘルメットなどの装備の必要性を感じた。

[佐藤栄久男委員]

今回初めて「大船渡市」を訪問した。最初に感じた（痛感した）ことは、あの7年前の津波被害の想像以上の大きさ、酷さ、被害の甚大さであった。（当時のビデオ撮影により）

○大船渡市議会の対応

- ・ H22～ 議会改革調査特別委員会設置
- ・ H23～ 災害復興対策特別委員会設置
- ・ H25～ 議会機能強化部会設置
- ・ H25～ 災害対応マニュアル策定
指針、要綱、行動マニュアル
- ・ 防災訓練実施～重点項目を設定し、過去の災害を想定し、
 - ①災害対策会議の設置
 - ②内容を議員に通知
 - ③会議開催～災害現状報告を受け情報の共有
 - ④救命講習の開催、防災行政無線操作講習実施
 - ⑤その度に「反省会」の開催～問題点の確認、改善
 - ※課題～市災害対策本部との連携、各種災害を想定した訓練
 - 今後の取組～定期的な訓練の実施、より実践的な訓練（地域の実情勘案）
- ・ 防災ジャンパーをはじめとした服装の各議員負担による整備体制

○「いざ」という時、我々議員の対応についての内容を考えさせられた事項は

- ①その災害の内容及び地区の現況の実態等、情報把握
- ②その後の対応方法
- ③議員として何を成すべきか
- ④地区内（市内）の被害の温度差対応
- ⑤災害対策の市民への周知等情報提供
- ⑥市との行政対策の共有化

など、平常時の今でもなかなか思いつかないことである。

「災害はいつ起こっても不思議ではありません」とレジュメの最後に記されていたが、「天災は忘れた頃にやってくる」と昔から言われている。

○今回の教訓として、

「まずは安全なところに逃げる」

「まずは自分だけでも助かること」

「まずは日頃の危機感、防災知識の認識」

そして、次には「備えあれば憂いなし」

危険な場所を察知して行政による支援と市民とともに「日々の訓練」の実施。

「教訓」として子孫に言い伝えること。

※一人は万人のため、万人は一人のため

[安藤 聡委員]

大船渡市議会では「災害時における議会の対応」として大船渡市議会災害対応指針と、要綱、マニュアルを策定しており大変参考になる視察だった。

震災から7年以上が経過している。議会の災害対応視点が薄れる前に対応指針を策定すべきと感じた。当局と議会の関係や議会と議員の立場の違いなど立ち位置の課題はあるが、発災初期対応から復旧期とタイムラインに応じて課題が変化するので、当局との連携など要綱やマニュアルなどは理解の進度に合わせてながら策定すべきと感じた。大船渡市では11地区公民館エリアで地区災害対策本部が組織されていたが、当市においては組織化や地区のばらつきなど違いも見受けられる。議会の対応は議会で協議すべき事項だが、災害対応については議会、議員、地域など各役割がしっかりと連携できる体制作りと訓練が求められている。

まずは無から有へ対応指針策定への道筋をつけるべきだが、市の防災訓練との連携も考えていかなければと感じた。

[相楽健雄委員]

大船渡市議会では、市の災害対策本部と連携して、活動を支援し、被災者と情報共有、連携、相談など行うため指針を定めた。対応として議長が災害の状況に応じて設置、事務の統括に当たることができる。本部との連絡調整に当たる、議員に対して災害情報を提供する。

また、議員は対策会議が設置されたときは、自らの安否、居場所及び連絡を議会事務局に報告し、災害対策会議に参集する。また、マニュアル化をして、防災訓練などを行っている。

[生田目進委員]

大船渡市は、人口：37,264人、世帯数：14,994世帯の街である。岩手県南東部に位置し、温暖な気候を有し、魚介類が豊富な三陸沖漁場や景観に優れた、リアス海岸、五葉山県立自然公園など擁する港湾都市である。平成23年3月11日に発生した東日本大震災の津波により、三陸沿岸は甚大な被害を受け、多くの財産やかけがいのない尊い命が奪われた。同年10月には、大船渡市復興計画を策定し、「安全・安心なまち」「活気あふれるまち」「災害に強いまち」などを基本目標とし「防災まちづくり」に取り組む姿は、本市と同様である。

本市は、未だに原発事故による風評被害払拭が大きな行政課題となっているが、大船渡市では、津波被害による住宅など高台避難移転が道半ばである。

当時の被災状況は、死者：340人（行方不明：79人）建物被害：5,592世帯（全壊：2,791、大規模半壊：430、半壊：717、一部損壊：1,654、公共施設被害：1,077億円）である。

歴史的経験がない被災状況を踏まえ、市執行部とは別に、「大船渡市議会災害対応指針等」を策定し、運用を開始したところである。

(～その時、議会はどう動く～大船渡市議会)

全国例では、議会事務局長が市対策本部に加わり、情報収集と提供に努める例はあるものの災害対策会議設置要綱など、具体的に経験と教訓を生かし、市災害対策本部と一緒に取り組む姿は、優れた取り組みで感銘を受ける。本市も、藤沼湖決壊による市民の尊い命を奪った教訓を生かし、市議会として、同様な災害対応指針等を策定することが求められるものと感ずる調査であった。

具体的には、「災害対応指針」や「災害時行動マニュアル」「災害対策会議設置要綱」などを策定する事例である。

災害対応指針には、背景や目的、具体的な対応などを明記し、今後発生が懸念される大地震等の災害において、市災害対策本部と連携し、災害対策活動を支援し、被災者と情報共有・連携・相談等を行うため指針を定めたものである。議長は、災害の状況に応じて、市議会災害対策会議を設置し、市対策本部との連絡調整に当たり、部会の設置や事務の統括にあたる。さらに、議員に対し、収集、把握した災害情報を提供する。

また、災害対策会議設置要綱では、議長、副議長、議員をもって構成し、議員の安否確認や被災者からの情報収集、国・県等関係機関への要望活動など具体的な対策が明記され、被災経験を生かした迅速な対応である。

いずれも、教訓を生かした経験から議会側も市対策本部と連携を密にした被災者に寄り添った市民目線の対応として素晴らしい内容である。

行政調査を終えて、我々、須賀川市議会もこれら事例に学ぶ必要性から、同様な災害対応指針等を策定し、市民の負託に応える責任の重さを痛感したものである。

翌日は、津波伝承館において、斎藤館長から発災当時の被災映像や地震、津波被害に対する過去の経験からは学べない日常生活での災害に備えた安全な暮らしの心構えについての講義であった。約1時間30分の講義後、震災復興商店を視察し、業種が限定的と平日のためか人通りに少なさを感じ、通常な生活に戻るには、多くの時間を要するものと感じ、市民の負託に応える責任の重さを痛感する行政調査であった。

[大内康司委員]

今回の視察は、災害被害が地震だけの場合とは違ったケースの事例であり、沿岸における津波の恐ろしさが繰り返し発生する地域にとって、日頃の対策は絶対欠かすことができないものであり、また、いかなる災害であってもこの点は同様であると感じた。その意味で選ばれた議員としての自覚のもと、議会の対応として災害対策等のマニュアルを策定し対応策を考えるのは当然である。

視察の中では、地域単位で災害対策本部を設置している事例の説明があり、海岸沿岸部や山間地域によっては、当然、対応方法も違ってくることから、地域選出の議員を中心に地域に合った対策本部を設けて、その地区の有力者（区長、町内会長、消防団、婦人会、青年会等）と協力し合って、市（行政）の対策本部との連携を図っていくことが大切であるとのことであった。また、時間とともに忘れないよう、継続して訓練を実施しており、極めて重要であると感じた。

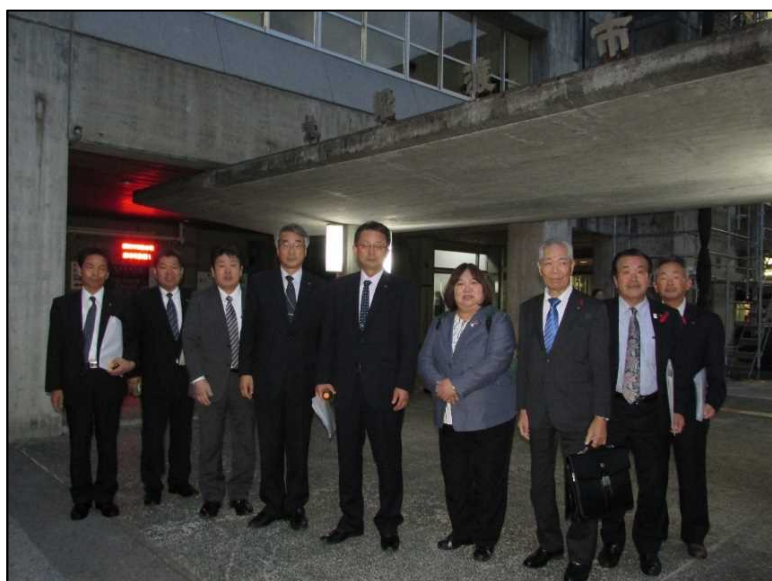
今回の視察研修から、地域の公共施設を活用して公民館長や学校長と連携することが大切であり、本市においても、いざという時のために議会として取り入れて有事に備えることは必要であるため、今後の委員会活動に役立てたいと思う。

[佐藤瞭二議長]

東日本大震災により本県は甚大な被害を受けたが、今回訪問した三陸海岸は、テレビの状況でしか確認できていなかったが、相当大規模な被害を受けたことを、実際に見て感じたところである。BRT 鉄道路線による道中、陸前高田市の今まさに土地・道路を整備している状況、大船渡市の防波堤再整備等、今後も長くかかる復興に向けた取組が行われていた。

そのような中、今回の視察先であった大船渡市議会においては、災害発生後の議会の果たすべき役割として、災害対応指針を設け「災害対策会議設備要綱」、「災害時行動マニュアル」の策定、そして議会独自の防災訓練の実施が行われていた。

本市においては、当時、議会において「震災復興特別委員会」と「放射能汚染対策特別委員会」を設置し、災害対応と対策提言をしており、行動については相違がないとは思った。ただ議員間の情報共有、連携及び防災訓練によるいざというときの行動の対応については、必要性は高いと思う。今後、議会運営委員会において協議を設け、可能性、必要性を検討してみることも大事であると考えます。



【大船渡市庁舎前にて→】